## 九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

## ジョン・フォーテスキュー著『自然法論 第一部』 (邦訳) (五)

直江, 眞一 九州大学大学院法学研究院教授

https://doi.org/10.15017/2283

出版情報:法政研究. 69 (1), pp. 75-92, 2002-07-19. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

## 『自然法論 第一部』(邦訳)(五)ジョン・フォーテスキュー著

直江真一訳

生まれる。が生まれるごとくに、正義から法が第三七章(神に属する事柄において父から子

あるという理由によるのではなく、これら三つの力が永遠ることによって、あまり敬意を払うことなく論じられていることによって、あまり敬意を払うことなく論じられていあたかもより高貴な泉からのごとくに、味わうのが適切であたかもより高貴な泉からのごとくに、味わうのが適切である。聖アウグスティヌスは、『人間の地位の威厳についある。聖アウグスティヌスは、『人間の地位の威厳についある。聖アウグスティヌスは、『人間の地位の威厳についある。聖アウグスティヌスは、『人間の地位の威厳についある。聖アウグスティヌスは、『人間の地位の威厳についある。聖アウグスティヌスは、『人間の地位の威厳についある。聖アウグスティヌスは、『人間の地位の威厳についある。聖アウグスティヌスは、『人間の地位の威厳についある。という理由によるのではなく、これら三つの力が永遠

である。

である。

である。

である。

のは、アウなののののでは、その全き美しさによっているように、神における三つの位格が一人の神であるように、はいるという理由からである。と言うのは、アウスティヌス自身が同書でより深くより明らかに示しているように、神における三れら三つの力は一つの魂だからである。

また、聖なる言葉(eloquium)が証言しているように、た他の被造物を、その全き美しさによって飾った。その結めの印で飾った。さらに主は、何であれ自らが造り出した他の被造物を、その全き美しさによって飾った。その結らの印で飾った。さらに主は、何であれ自らが造り出した他の被造物を、その全き美しさによって飾った。その結はそれ程小さな被造物は一つも存在しないことになったのである。

ることを望んだ――自然法を、あたかも力と威厳によるかちのとして同時に創造した自然法を、これ程の主の贈り物ものとして同時に創造した自然法を、これ程の主の贈り物ものとして同時に創造した自然法を、これ程の主の贈り物まいて地上を支配するための自らの掟でありかつ道具であって人間に印をつけたように一一この世においてある。すなわち、全能なる神は、自らがかくも高貴なとである。すなわち、全能なる神は、自らがかくも高貴なとである。すなわち、全能なる神は、自らがかくも高貴なとである。すなわち、全能なる神は、自らがかくも高貴ないである。

に、一つの自然法であると考えられるべきなのである。に、一つの自然法である父と生み出された子と両者から発はおいて生みの親である父と生み出された子と両者から発とちょうど同じように、自然法において生みの親である正とちょうど同じように、自然法において生みの親である正とちょうど同じように、自然法において生みの親である正とちょうど同じように、自然法において生みの親である正とちょうど同じように、自然法において生みの親であるであると考えられるべきなのである。

ば、 うに、 聖アウグスティヌスは次のように述べている。 Nominibus)において同じことを言っている。さらに、 ニュシ 質と徳と作用が必要とされるからである。また、ディオ Mundo) 第一巻で述べているように、 その本質と光と熱が存在する。子が父から生み出されるよ のであれ、その完成のためには、三つのもの、 他の被造物において同様になしているからである。と言う を犯したと非難されることはありえない。何故なら、 さらに、このような命題を理由として、著者が軽率の罪 いかなるものも完全ではない。何故なら、 アリストテレスが『天体宇宙論』(De Coelo 光が本質から生み出され、 ス Ł そ の著作 『神名論』(De 聖霊が父と子から吹き出 三位一体でなけれ 太陽には、 すなわち本 いかなるも Divinis 主は et

> 体に、 ていない。 と同じように、太陽は本質と光と熱のいずれからも由来し のである。 なものである。 る真の類似性は全く存在しない。 痕跡と類似性には、被造物がその創造主に真に似せられう からも発してはいない。にもかかわらず、父と子と聖霊に も由来していないように、泉はそれら〔川と湖〕のいずれ 泉と川は湖を造り出す。 に、泉は川を生み出し、父と子が聖霊を生み出すように、 の似姿が認識されうる。すなわち、父が子を生み出すよう のと同じように、これらすべてが一つの太陽なのである。 み出されることなく、また何からも由来することがな されるように、 いとはいえ創造主に対する何らかの類似性が見い出される において同一の水が存在するのである。そして、 おいて同一の本質が存在するのと同じように、泉と川と湖 同様に、きわめてつまらぬ物においてもまた、三位一体 足跡が足に、 にもかかわらず、三つの位格が一つの神である にもかかわらず、あらゆる物において、弱 熱が本質と光から生ずる。 似姿が本物に真に似せられえないよう しかして、父がいかなるものから それはちょうど、 父が何からも生 被造物の 影が身

与っていないということは考えられない。したがって我々以上のようにして、自然法もまたこのような神の恩恵に

間の心から流れ出ると上で我々が述べたがごとくに、 は、 法が正義から発していると信ずる。そして前述のアウグス るのである。 明らかにされる時、自然法の誕生の形もまた同時に示され 真に考慮する者である、と。それ故に、 うに言うことができる。すなわち、自然法を省察の目に という推論(audacia)を我々に提示しているのである。 の生誕に類似させた時、 ティヌスは、 よって正しく考慮する者は、自然法を生んだ正義をもまた あろう。我々もまた、フィリポに対して「わたしを見た者 の内にあり、正義が私の内にある」と言うことができるで おられる」と述べたキリストと共に、自然法は「私が正義 自然法の創造もまた同じ神による発生に類似させられうる かくして、「わたしが父の内におり、父がわたしの内に 父を見たのだ」と述べた主自身と共に、確かに次のよ 輝きが光りから、 太陽の光の発生と泉の水の流出を永遠なる子 熱が火から、水が泉から、 無思慮の誹りを受けることなく、 正義の起源の様が 知識が人 自然

あり、被造物ではない父の真理(veritas patris in-なく正しく定義されていないであろうか。神が神の息子での真理であると主張される自然法は、上述においてこの上の方だとすると、人間理性が説明することのできる正義

造した被造物たる世界を今や規律するのである。であり、それ自体永遠なるものとして、永遠なる真理が創然法は創造された正義の真理(veritas justitiae creata)であるのと同じように、正義から生み出された自

1 作 について』などという作品の痕跡を見い出さなかった。諸 グをも調べてみた。 あてられた二つの四ツ折判にあたってみたし、エリ・デュ・ 師の偉大な業績である聖アウグスティヌスに対する批判に 真偽両方の設問(Questiones)、書翰、説教のタイトルと ている――によって書かれた彼の著作のカタログも調べた。 はこの教父による一〇三〇の論考、書翰、 グスティヌスの弟子ポッシディウス(Possidius) thentica)のみならず、偽版(spuria)も調べた。 ミーニュ版も調べた。 含めて― 二つの版(一五七四年のルーバン版とベネディクト版) 「私は聖アウグスティヌスの六つの版を――最も権威ある インキピトにもあたってみた。さらに、セリエ に関して、ウラソーンの次のような見解を紹介している。 品 編者は、このアウグスティヌスに帰せられている作品 (Elie Du Pin) に対する苦労の後 -調べた。また最新かつ最も完全な版、すなわち しかし、 の図書館にある真作偽作の著作カタロ 私はこれらの諸版の真正版 の見える索引の中で「威厳 私はこの『人間の地位の威厳 説教を数え上げ 聖アウ を

品は、 のは、 よって「記憶」(memoria) という語に付された特別の意 ているテクストを示すのは難しいことではない。文言は違 のが私の強い印象である。 ら彼に――帰せられた無数の作品の一つに違いないという 彼の作品から導かれているが故に、その著者達によってす ditio)なる語は全く登場しない。 考のプロセスによって我々の活動的知性の目的あるいは言 らゆる後天的な考え方がたくわえられており、 味を思い起こす必要がある。 解するためには、聖アウグスティヌスおよび神学者達に いてそれは見事に要約されている。 サー・ジョン・フォーテスキューによって引用されている作 ルである。 性の接合部 影響が性向ないし意思を生み出す。 葉がそこから生み出されるまで、そこに隠れているのであ な魂の第 る記憶能力ではなく、残りすべてにとって源泉となるよう ○巻および第一一巻に見られる。他方、同書第一五巻にお (dignitas)なる語は一度だけ登場するが、「地位」(con そして、 実質は聖アウグスティヌスの『三位一体論』の第一 この教父のスタイルではなく、 中世において聖アウグスティヌスに――その実質が 一の能力である。 しかし、 (copula) でもあるのである。 記憶と知性の二つがあいまって、 聖レオはこの種のことを言っていない そこには我々の最初の直観とあ あなたが引用した一節が引かれ 彼等が考えているのは、 人間の威厳について語る しかし、この一 意思はまた、 より聖レオのスタイ しかし、一つの その統 それらは思 記憶と知 節を理 単な 的

> フォリオを一 ルム図書館 (Bibliotheca Maxima Patrum) の三七の かを調べたが、無駄であった。さらに私はマキシマ・パト による個々の作品の中にこのタイトルの作品があるかどう 味するところである。私はまた、ボドリアン図書館のカタ ジョン・フォーテスキュー〕によって引用されている一 ものとなるのであるが。以上が、あなたの祖先 もっとも、内的な観想に耽る時にのみ、それは目に見える (The Works, pp.362f.)° いと思って―――一瞥したが、これも今の所無駄であった」 ログを調べて、そこに保管されている聖アウグスティヌス できわめて簡単に要約されている聖アウグスティヌスの意 非被造物たる三位一体を被造物として反映するものである。 魂に結合したこれら三つの術語 -他の作者の名の下にそこにあるかもしれな 〔記憶、 知性、 意思) (サー・ 節

- 同様、reliquit と読んでおく。(2) ランベス写本の reliquid は誤記と思われる。著作集版
- (primo)が脱落している。(3) 著作集版では、ランベス写本の「第一巻において」
- 一般に認められている。実際、引用されているような記述いる(The Works, p.349)。しかし、『天体論』(Deいる(The Works, p.349)。しかし、『天体論』(Deいる(The Works, p.349)。しかし、『天体論』(Deいる(フルターを注音)。

集版第四巻、村治能就訳、一九六八年、三―五頁)。趣旨のことは『天体論』第一巻第一章に書かれている(全その完成のためには、三つのものが必要とされる」というを見い出すことはできない。但し、「いかなるものであれ、

(5) 『神名論』第二章第四節(熊田陽一郎訳、『キリスト教(5) 『神名論』第二章第四節(熊田陽一郎訳、『キリスト教文館、一九九二年、一五四頁)、参照。ディオニュシオ名論』を含む偽書「ディオニュシオス文書」については、名論』を含む偽書「ディオニュシオス文書」については、名論』を含む偽書「ディオニュシオス文書」については、名論』を含む偽書「ディオニュシオス文書」については、名論』を含い、一九九二年、一五四頁)、参照。ディオニュシオス・教文の神秘主義―――』、「神名論」第二章第四節(熊田陽一郎訳、『キリスト教

(6) 編者は、ここでもまた、ウラソーンの次のような見解 いる。 を紹介している。「私は、 聖トマス〔・アクィナス〕の『ペトルス・ロンバルドゥス命 という一節は聖アウグスティヌスのものではないと信じて ている『太陽には、その本質と光と熱が存在する、云々』 のを聖アウグスティヌスの中に見つけることができていた 分のものとして提示している。 題論集註解』第二巻第一三分節の中に見い出される。そこ で聖トマスは、 (Avicenna)を引用している。 〔一一世紀前半のイスラム学者〕イブン・シーナー それにきわめて類似しており、事実上同一の記述は 熱が光から生み出されることを証明するた 聖アウグスティヌスに帰せられ もし彼がそれに類似したも しかし、彼はその一節を自

stantia)、光 (radius)、 そこでテルトゥリアヌスは、『太陽の本質 ean)第八章はペタヴィウス(Petavius)の『教義』とク 父の一人〕テルトゥリアヌス(Tertullianus) た説明のために引用される学者として、〔最初のラテン教 を説明するものとして用いられている一節がある。「太陽 上のことはおこなっていない。 良心(あるいは記憶)と知性と意思に関する物質的説明以 と様態とそれらの不可避的結合に関する形而上学的説明と をしている。 レイ(Klee)の『教義の歴史』において引用されている。 ルトゥリアヌスの『プラクセアス反論』(Adversus 而上学と人間性の学の領域に限定されている。 り神学的に成熟した際には、『三位一体論』に見られるよ と。これは、 において、存在すること、光ること、照らすことがある」、 スティヌスの『独白』(Soliloquia)には、 決定的な権威として引用していたことであろう。聖アウグ (Prudentius) )説明を用いて、 として、 加えている。 物質的類似性の不正確さを意識して、その説明は形 彼は確実に、 またその クレイによれば、 彼の初期の作品の一つであり、彼の精神がよ が、 太陽の本質を神性の単一性を象徴するも テルトゥリアヌスに倣って、太陽 すなわち、 いつもそうしていたように、 治動、 光の尖端 (apex radii)』の説明 すな 聖アウグスティヌスは本質 (詩人) クレイはさらに次のように わち光と熱 プルデンティウス (solis sub-がいる。 太陽を用 (lux テ e

pp.363-364)° することによって、このことを避けている」(The Works ということである。 するように思われる説明を用いることはなかったであろう リウス派との全面的論争を前にして、 らく『人間の地位の威厳について』の中の『三位一体』と いと私が結論付ける理由は、 いう表題の付いた章から引用している。これは私の推測で 聖アウグスティヌスが問題の一節を書いたのではな フォーテスキューは受け売りで、しかも偽書 を三位一体を象徴するものとした、 プルデンティウスは本質を単 次の点にある。すなわち、ア 彼が全本質を父に帰 私の 性に帰 おそ 印

- 7)『ヨハネによる福音書』一四、一一。
- (8) 同一四、九。
- ス写本では justitiae esse veritatem である。(9) 著作集版では justitiae esse veritas であるが、ランベ
- (1) 欄外に、「自然法の定義の承認」との註記あり。

第三八章 自然法はいかにして創造されたか。

のとしてそれが定められたかということを理解する。しかいかにして神の摂理の託宣によってその後造られるべきも今や我々は、上述のところから、自然法が生ずる以前に、

造られたということである。したがって、人間は生きる者 Ļ が、このことは、 とされ、同時にまたこの世の第一義務者とされたのである がすべての被造物を支配した正にその時点において、人が ここから、次のことが導き出される。すなわち、人間自身 を造ろう。そして、すべての被造物を支配させよう」、と。 同時に次のように言っているからである。すなわち、「人 完全なものではないのか。何故なら、上述のごとく、 もつべきものと約束していた――もまた、その人間と共に たのである。その僕の義務——主はまた人間自身がそれを 造される前に主が人間になると予言した、かの僕が造られ また何がその僕の義務であるかを決定していた。今や、創 主は、それ以前に、自らが僕を造るであろうことを定め、 吹き入れられた。人はこうして生きる者となった」、と。 照され、また探索されるべきであると、我々は考える。 いる前述の『創世紀』が、自然法の完璧な創造に関して参 の将来の創造についての神の考え(concilium)を示して 未だ我々に明らかにされてはいない。したがって、自然法 「主なる神は、土の塵で人を形づくり、その鼻に命の息を さて、『創世紀』第二章には次のように書かれている。 自然法がいかにして完璧に創造されたかということは もしその者がその時この世の第一義務を

て明瞭に示されているのである。 
て明瞭に示されているのである。 
このようにして、主が自ら造ると約束した僕が今や造られた。同様にまた、この世の第一義務である、主の僕の義れた。同様にまた、この世の第一義務である、主の僕の義れた。同様にまた、この世の第一義務である、主の僕の義のが創造される時に創造された。そして、上で明らかにるが創造される時に創造されたということが、上述においるのである。

有していなかったならば、生じえなかったのである。

ある。 それらの力を自ら造ると明白に約束したのではない。 言わざるをえない。主は、それらが生ぜしめられる以前に、 うことを確実に教えられるのである。こうして我々は、 決めた時に-ではなくて、主は、 その記憶がそうであったように――同時に存在していたと 我々は、自然法が人間と共に同一の時点で創造されたとい に一つのものであるということが証明されるのであるから、 の本質に属し、 また、 ―これらの力をもまた造り出すことを同時に決めたので 法と人間が――最初の人間とその理性、その意思 正義と自然法は -それによって人間がその姿に似せられる 同一の性質、同一の性格を有し、それ故 人間が自らに似せて造られるべきだと ――偶然的であるとはいえ――同 そう

> う に<sub>4</sub> この第一の義務と自然法は人間にとって生得のものであり、 その創造において地上における第一の義務が埋め込まれて 被造物を支配すると述べた時、 ちょうど同じように、主が創造されるべき人間がすべての た時に、草を生み出す自然の力が地に埋め込まれたのと ち自然法が造られたのである。この自然法は、決して人間 ものとした時に、このことを明瞭かつ完全な形で完成した。 かつ永遠不変のものなのである。 いたからである。同時にまた、自然法が造られたのであり、 述べているように、主が「地は草を芽生えさせよ」と述べ から取り去ることができない程に人間に埋め込まれ、 かくして、同時に、本質すなわち人間と偶然のものすなわ きだと定めた時、 定めたのである。上述のところでより十分に述べられたよ 人間に生得なものとして造られた。何故なら、聖トマスが このようにしてまた、 主は人間を真直ぐなものとし、 -正義もまた共に創造されるべきであることを同時に 主は――それによってこの世が支配され 地上を支配する義務が造られるべ 人間が創造された場合には また善き意思をもつ また

その名称を由来させ、自然法(lex naturae)と呼ばれる。て関与を理由として、この法は本性(natura)自体からここから、人間本性とのこれ程の結合性、生得性、そし

この自然法は、人間本性と同時に、それらが創造される以 造の時からお前たちのために用意されている国を受け継ぎ sive) ではなく、含むように (inclusive) 言われるように 造物すなわち人間の最初から存在している、と。この場合、 て、 後人間本性と共に創造された時、自然法が人間本性によっ 前に神の声の託宣によって前もって予定されており、 ある。 世の創設があったと述べていないのと同じである。 使われている。ちょうどそれは、福音書において「天地創 この「から」という前置詞は、 また次のように述べている。すなわち、それは、 配することになる。 がってまた、人類が自然法に服していなかったいかなる時 詞が、救済されるべき人々の王国が用意される以前にこの なさい」と言われている場合に、この「から」という前置 主は引き続き新たな被造物を創造することをやめたからで も存在しないことになる。 また人間本性が自然法によって、あらゆる被造物を支 この法については、 と言うのも、 排除するように 前述のカノン法も 人間の創造の後、 理性的被 (exclu-した

造られたのである。 我々がかくも熱心にその端緒を探究すべく努めた自然法が かくして、 以上のようにして、 また以上のような形で、

- $\widehat{1}$ 「創世紀」二、七。
- 2 前出 第三四章、
- 3 前出 第三五章、
- 4 同所、 参照。
- 6 5 expresse perfecteque である。 著作集版の expresse perfecte は、 ランベス写本では
- 『君公統治論』 第三巻第九章(Blythe, op.cit., p.170)。
- 7 『創世紀』一、一一。
- 8 たかを見よ」との註記あり。 欄外に「ここで、自然法がどこからその名を身に付け
- 9 前出、 第五章、 参照。
- $\hat{1}\hat{0}$ 『マタイによる福音書』二五、三四。

第三九章 たかが示される。 11 ここでは、 かにして正義が人間の下にとどまっ 人間が正義を捨てた後

ること、 義を捨てたことを想起する。とすると次に我々は、 の何物でもない正義が各人にその権利を配分する意思であ 我々はここで、上で明らかにされたように、 また最初の人間がそれ以外の意思に惑わされて正 自然法以外 正義が

の本質の似姿になぞらえたからである。
の本質の似姿になぞらえたからである。
の本質の似姿になぞらえたからである。
の本質の似姿になぞらえたからである。
の本質の似姿になぞらえたからである。
の本質の似姿になぞらえたからである。
の本質の似姿になぞらえたからである。

神は、その本質、その存在、その力によって全世界を満たしているのであるが、聖書は、その方がなけている。他方、なの恩恵によって我々を抱擁してくれる度に、その方がさの恩恵によって我々を抱擁してくれる度に、その方がさの恩恵によって我々を抱擁してくれる度に、その方がさの恩恵によって我々を抱擁してくれる度に、その方にあらゆるものが、その方から、その方において、その方になの恩恵によって我々を抱擁してくれる度に、その方にの恩恵を我々に与えてくれない時に我々はその方がその寛大とは決しているのであるが、聖書は、その力によって全世界を満たしているの本質、その存在、その力によって全世界を満たしているの本質、その存在、その力によって全世界を満たしているの本質、その存在、その力によって全世界を満たしているの本質、その存在、その力によって全世界を満たしているの本質、その存在、その力によって全世界を満たしているの本質、その存在、その力によって全世界を満たしているの本質、その存在、その力によって全世界を満たしているの本質、その方が、

いるとした正義が、我々自身が自らを正義の掟から遠ざけそれとちょうど同じように我々は、足跡として神に似て

を〕罰し、正し、報いるのである。 でで罰することをやめない。このように、正義は常に我々いが故に功徳の故に褒めることができない者達を、罪に応びてがなら見捨てているのではなく、時として功徳が存在しな我々を見捨てているのではなく、時として功徳が存在しなる度毎に、我々に欠けていると言う。他方、正義は決して

何故なら正義は、何か形のあるもののように場所を占めていて、そのため人間の意思の住む所を奪われると我々のていて、そのため人間の意思の住む所を奪われると我々のまた人間と共に存在しており、決して効果を欠くということがなく、常に人間を支配し、人間に対して功罪双方の対とがなく、常に人間を支配し、人間に対して功罪双方の対とがなく、常に人間を支配し、人間に対して功罪双方の対とがなく、常に人間を支配し、人間に対して功罪双方の対とがなく、常に人間を支配し、人間に対して功罪双方の対とがなく、常に人間を支配し、人間に対して功罪双方の対とがなく、常に人間を支配し、人間に対して功罪双方の対とがなく、常に人間の意思の住む所を奪われると我々のではなく、常に人間の中に、所で存在しえなくなるというのではなく、常に人間の中に、所で存在しえなくなるというのではなく、常に人間の意思の住む所を奪われると我々のように場所を占めないのように場所を占めめることがないのと同じである。

る。したがって確かに、廉直さをもっている意思は単に正意思であるとは言わずに、意思の廉直さであると言っていているのであるが、上で見たようにアンセルムスは正義がているのであるが、上で見たようにアンセルムスは正義がそして、〔両〕法は正義が完全なる意思であると定義し

しい意思であるのみならず、正当に正義とも呼ばれるのである。と言うのも、聖アウグスティヌスが『神の国』第一四巻で述べているように、あらゆるものにおいて意思が存在している、というよりはむしろ、あらゆるものは意思が存在している、というよりはむしろ、あらゆるものは意思がが欲しているところのものと一致する意志でなければなんであろうか。そして、恐れとか悲しみとかは、わたしたちが欲していないところのものと一致しない意志でなければなんが欲していないところのものと一致しない意志でなければなんが欲していないところのものと一致しない意志でなければなんが欲していないところのものと一致しない意志でなければなんが欲しているいところのものと一致しない意志でなければなんであろうか。

致によって人間において全く消滅してしまうのではないの致によって人間において全く消滅してしまうのではないのない。それ故に、〔欲望、喜び、恐れ、悲しみといった〕前と。それ故に、〔欲望、喜び、恐れ、悲しみといった〕前と。それ故に、〔欲望、喜び、恐れ、悲しみといった〕前と。それ故に、〔欲望、喜び、恐れ、悲しみといった〕前と。それ故に、〔欲望、喜び、恐れ、悲しみといった〕前ん。それなくなる度毎に、それらの諸感情が人間において存存しなくなるとも言われるのである。しかしながら、前述の諸感情が人間(の意思)との不一しかしながら、前述の諸感情が人間(の意思)との不一人間において存在しなくなるとも言われるのである。

も、忘れられてしまうわけではないのである。中に存在せず、したがってそれ自体全く意義がないとしてと同じように、正義も、時としてそれ自体が人間の意思の

- (1) 前出、第三五章、参照。
- deturである。(2) 著作集版の ostenditur は、ランベス写本では osten-
- (3) 著作集版の commemorat は、ランベス写本では com-

memoret である。

- 、) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(4) 著作集版の nosimet は、ランベス写本では nosmet で
- (5) ランベス写本も著作集版も deserit であるが、直前の

同様の表現からして、desistit の誤りと思われる。

- は見当たらない。(6) 出典不明。少なくとも、前出部分にはそのような引用
- (7) 前出、第三五章、参照。
- 頁)。 『神の国』第一四巻第六章(岩波文庫版(三)、二七八(8) 『神の国』第一四巻第六章(岩波文庫版(三)、二七八
- (9) 著作集版には、ランベス写本のipsaが欠落している。

等しいものとさせられるか。四○章 いかにして正義の名が人間の名に

義〕が不変かつ永遠であるが故に、不変かつ永遠であるとが全体として正義と呼ばれ、それが望むもの〔である正固として望む場合には、正義との結合によって、その意思しかしまたしばしば悪しきことを望む人間の魂の力は必ず同じように、意思と呼ばれ、しばしば善きことを望み、同じように、意思と呼ばれ、しばしば善きことを望み、

をやめるのである。をやめる時、それはまた正当にも以後正義と呼ばれること言われうるのである。また、その意思がそのことを望むの

それ故に、肉と魂が一人の人間と言われるに値するように、意思と正義がこのように結合させられる限りで、このに、意思と正義がこのように結合させられる限りで、このは、意思と正義がこのように結合させられる限りで、このの贈り主(donator)の恩寵が再び正義を与える場合だけである。不敬な者どもを正すのは、最初の贈り主だけの人間と言われるに値するようらである。

いを変化させるのである。
いを変化させるのである。
そして、それのみが力で不変で永遠の徳としてとどまる。そして、それのみが力で主が人間に与える度毎に、人間に新たに与えられて、常に主が人間に与える度毎に、人間に新たに与えられて、常にまで、放棄された正義を再び回復しようとする意思をまた他方で、このように人間と共にその役目を変化させ

七「男は神の姿と栄光を映す者ですから、頭に物をかぶる(1) 編者によれば、『コリントの信徒への手紙 一』一一、

第九

## 義といかにして相違するかを見よ。 第四一章 ここでは、始源的正義が自然的正

てしまったのだということを認めざるをえないことになる。 言うのも、心地良い恩寵を含んでいた正義は、 霧の闇のごときものによって暗くしているものである。 不変で永遠のものではなく、その徳のそれ程の効用を失っ 造られたということ、 して〕我々が起源を明らかにしている正義は、そのような えず、それどころかあらゆる腐敗の悪が遠ざけられて、 から自由であり、 において次のような効果と力を有していた。 して残されている。それは、 ことを示してはいない。 らのやり方で天使との同等性に達しえていた。〔これに対 し人間がそれを保持していたならば、人間はあらゆる困難 一つのことが、今なお説明されなければならないものと 思慮に満たされており、 あるいは我々が注目している正義は したがって我々は、二つの正義が 正義の完全な認識をこれまで 死ぬことはあり すなわち、も その出発点 自 ح

> て、 明らかにしたような形で、唯一の神がその似姿にしたがっ その恩寵の豊饒さによって豊かにしたのである。 ことなく上述の天使との同等性へと高められるという程に、 状態で保持するのであれば、 て一人の人間を創造し、一つの正義を、 混乱させられることになる。 点を正義に対して加えるとするならば、我々は同じように また、もし変わりうること、あるいは不定であることの汚 かし神は実際、この正義と人間をそれらの始まりにあたっ つの自然法を同時に創造したということを知っている。し しかし、二つの正義が造られたなどと言ってはならない。 もし人間が正義そのものを傷つけられず弱められない 人間自身あらゆる困難を蒙る 実際我々は、〔すでに上で〕 したがってまた一

る。 無知、 ことによって前述の恩寵をも奪われてしまい、したがって の理性に完全に服従させられるようになっていたからであ によって人間 さにおいて造られたのであり、 いてその理性が超自然的神に服従するようにし、 间 しかし、 .は超自然的な恩寵の賜であったこのような正 悪意、 悲しいかな、 無力、 の身体 欲望によって傷を負った。 はその魂に、 人間はその正義を捨て去り、その したがって正義は人間 またより下位の活動 何故なら、 また正 一義の廉直 はそ にお

それ 的 なくとどまったのであるから、その時人間の状態が自然的(ヨ) もの のである。 らの肉の衝動を感じて、 かった。何故なら、 なものであっただけならば、原罪の後もそのような〔自然 態は聖なるものとなり、さらに超自然的なものともなった 対する愛はその状態において揺るぎのないものとされた。 からである。 させられ、そこから自らの不服従に応じた罰を受け取った そ (lapsus) 状態でとどまっていたはずだからである。〔しかるに〕 は、 は悪魔に与えられた場合にも原罪の後損なわれること れ故に、 真の愛 何故ならディオニュシオスによれば、自然的な の後の人間の状態はそのようなものでは アウグスティヌスにしたがえば、 (caritas) なのであり、ここから彼の状 罪の後人間は自分の魂に服従しない 自分が裸であることによって動 人間の神に 自 な

ていたことを認めるよう教えられるのであろうか、あるい はさらに、 そうだとすると、 始源的正義ではなく、単に正義と呼ばれることを容認する。 れていた限りで、 以上のような正義を我々は、 しかし我々は、 正義は変わりうること、 我々はこのことから二つの正義が存在し 始源的正義(originalis justitia)と呼ん そのような恩寵を奪われた正義は それが先のような恩寵で溢 あるいは不定であるこ

0

との汚点を理由として非難されうるのであろうか。

ず、それを欠いたこととして描かれている-(5) る。 て死が入り込んだ」と述べている。他方、 章において、「一人の人によって罪 源であったが故に、原罪の名によって呼ばれているのであ るように。しかし、 最初の両親に始源的正義をもつ義務があったにもかかわら 去った。これによって処女の貞潔の功徳は-みを奪われているのではあるが、 の類においては、不変なる善からの離反と変わりうる善 いかなる独身者においても、 貞潔という徳は、 女が貞節を保っているとしても――滅ぜられる。 から何を持ち去るであろうか。処女が有していた恩寵 (castitas virginalis) ではないということは、貞潔の本質 同一である。一旦汚された貞潔 |転換に他ならなかった。ちょうど現実のあらゆる罪 同じように、始源的と呼ばれる罪 しかし、今や人間の無関心によってそのような恩籠 これについて使徒は、『ローマの信徒への手紙 ある罪は別の罪よりも重いのではあるが――そうであ 徳の類においては、 その最初の罪は人類のあらゆる罪の起 常に同一なのである。 (castitas) が処女 正義は類においては常に が世に入り、 〔原罪〕 ——それは、 処女においても他の 原罪と死に値す ――それ以後彼 ーもまた、 罪によっ しかし、 の 貞 の 恵

悪意に属するのである。

えられた時自分の名もまた変更したのである。はシモン・バルヨナと呼ばれていたのであるが、恩寵が与と共に名を変えたのである。同じくペテロもまた、かつてた。しかし異なる恩寵に属したので、それ故に彼は、習慣の様に、パウロとなったサウロは以前と同じ人間であっ

まっているからである。これと同じように正義もまた、その恩寵の豊かさが異なる名を得ているのではあるが、変更されるのに応じて異なる名を得ているのではあるが、変更されるのに応じて異なる名を得ているのではあるが、変更されるのに応じて異なる名を得ているのではあるが、変更されるのに応じて異なる名を得ているのではあるが、変更されるのに応じて異なる名を得ているのではあるが、変更されるのに応じて異なる名を得ているのではあるが、変更されるのに応じているからである。

- である。 (1) 著作集版の arctamur は、ランベス写本では artamur
- (2) 典拠不明。
- (3) 典拠不明。
- 集版同様 corrupta castitas と読んでおく。(4) ランベス写本では corrupte castitas であるが、著作
- を紹介している。それによれば、文字通りの引用ではない(5) 編者は、この部分の典拠に関してもウラソーンの見解

364f.)。 364f.)。 364f.)。

- ランベス写本では non aliud……quam である。(6) 著作集版では non aliud……quum と書かれているが、
- nium の誤りと思われる。(7) ランベス写本も著作集版も共に omni であるが、om-
- (8) 『ローマの信徒への手紙』五、一二。
- を参照。(9) サウロの回心については、『使徒言行録』九、一以下
- 七以下を参照。(10) シモンについては、『マタイによる福音書』一六、一
- (11) 前出、第五章、参照。

れ、また神法の娘と言われるのか。 第四二章 自然法は何故に神に属すると言わ

んど残されていないと信じている。他方、イシドルスは力、威厳あるいは徳のいかなる正当化(justitia)もほと我々は、自然法の本質と力を十分に探究したので、その

るのを甘受せねばならないであろう。 うに、これらのことが正義を包む霧によって困惑させられ 到る所で同様の飾りによって称賛することになるが、その 賛がどうして自然法に相応しいのかはまだ説明されてい て自然法を永遠法の娘と呼んだ。〔しかし〕このような称 し出す必要があろう。さもなければ我々は、 ように考えることは恥ずべきことである。したがって我々 たとするならば、その場合には我々は、すべての被造物を の始まりからそのような称賛を獲得していたと我々が述べ い。そしてもし、 語源論 また同様になしている。それ故、 自然法がこれらの名によって美化される他の理由を探 において自然法を神法と名付けており、 自然法が―― -我々が明らかにした-我々もまた上述におい 以前と同じよ 教会法 — そ な

また恐らく同じように認識されるであろう。ば、何故に自然法が神法と名付けられるのかということもが必要であると判断する。このことが完全に知られたなら言った――かの神法は何であるのかということを尋ねるのそれ故、まず最初に我々は――自然法がその娘であると

る。「永遠法に反してなされたこと、あるいは欲せられた⑵(Contra Faustum)第二二巻において次のように述べていさて、聖アウグスティヌスは、『ファウストゥス駁論』

これらの言葉から、かの聖人〔アウグスティヌス〕が神の とは罪と呼ばれる。我、永遠法を神の摂理と呼ぶ」、と。 これらの言葉から、かの聖人〔アウグスティヌス は、神性が永遠性と異ならないように、永遠性は神性と異 ならないからである。そうだとすると、アウグスティヌス がこのように神の法と呼ぶ、この摂理とは何であるのかを がこのように神の法と呼ぶ、とが明らかである。と言うの と言うの とうに探究しなければならない。

的理性そのものである」と述べている。もしすべてのも 事物支配に対する多種多様の様式を設定した。この様式が、 ら受取る。この精神は、 ゆる進展(progressus)、 神の叡智(intelligentia)の純粋性それ自らに於て考へら の原因・秩序及び形相を神の精神の不易性 している。 「万物の発生 (generatio)、 可変的事物のあら 同書において次のように述べて、このことを一層明瞭に示 自然法を秩序立てることになる。他方、同じボエチウス 物の最高始源者の内に在って一切物を規定するところの るる時には摂理と名づけられる」、 を秩序立てるとするならば、それによって最高の支配者は ボエチウスは、『哲学の慰め』において、「摂理とは、 自らの単一性の城壁の中に在って、 及びすべての種類の運動 と。 (stabilitas) そ 万

ダマスコス〔のヨアンネス〕も『命題集』第二巻におい

によって妥当な帰結を獲得する神の意思である」、と。すなわち、「摂理とは、存在しているすべてのものがそれて次のように述べることによって、彼らに同調している。

以上から、我々は今や――アウグスティヌスが神の法で

有され、それによって正しい行為および目的への自然本性 て、なんらかのより卓越した仕方で神の摂理に服している。 ならびに他のもののために配慮 被造物は自らも摂理の分担者(particeps)となって自己 ている。そして他の諸々のものの間にあって、 的への傾向を有しているかぎりにおいて、 ているところのものはすべて、それぞれに固有の働きや目 第二項において次のように述べている。「神の摂理に服し 先達のうちの幾人かを考慮するのが適切であると思われる。 ていない。それ故、これらのことについて、我々の偉大な 法と名付けられなければならないかは、 法が神の法の娘と言われなければならないか、 ると言った―― えられる。したがって我々は今や――自然法がその娘であ あると確言している――神の摂理が何であるかを平明に教 したがって理性的被造物自体においても永遠なる理念が分 さて、聖トマスは〔『神学大全』〕第二―一部第九一 母を見い出すのである。 (摂理) するかぎりに いまもって示され しかし何故に自然 永遠法を分有し 理性的なる あるいは神 問題 お

うに〔述べている〕。の分有にほかならないのである」、と。聖トマスはこのよこのようにして、自然法とは理性的被造物における永遠法かかる永遠法の分有が自然法と呼ばれるのである。そして的なる傾向性を有するのであって、理性的被造物における

べている。 と、同じく『コリントの信徒への手紙(ミ) <u>کر9</u> その名を信じる人々には神の子となる資格を与えた」と述 て、「神に結び付く者は神と一つの霊となるのです」と述 たたちは神々なのか、皆、 べている。また『詩編』作者は、「わたしは言った『あな 福音書において、「しかし、言は、自分を受け入れた人、 と呼ばれるのみならず神とも呼ばれるに値する。 は心地良い恩寵を含むものである----そして人間は、 さらに使徒は、『ローマの信徒への手紙』第八章にお 同じく『コリントの信徒への手紙 神性の分有の恩寵によって――この分有 いと高き方の子らなのか』と」 いずれにせよ神の子 神の子なのです」 一』第六章におい ヨハネは

差支へないのである」と述べているのである。したがって、することに依って神となる人ならいくら多くあっても一向「神は本性上一つしかないのではあるけれども、神に関与それ故ボエチウスもまた、前述の著作の第三巻において、

(aequalitas) によるのではないのであるが。 (imitatio) によるだけであって、同等であるということ好ばれるに値するということである。但し、それは模倣呼ばれるに値するということである。但し、それ自体神法とすスが述べているように、自然法は永遠法の分有に他なら次のように判断されるべきである。すなわち、前述の聖ト

別の所から有しているわけではないのである。 以上のような自然法は、その本性の完成に向けて、 単に泉から川が流れるように神法から流れるのみならず、 れえない永遠法の大海が注ぎ出すのでないいかなるものも、 すなわちローマ法は、 海の奥にある湾のように高い神性の深淵の一部なのである。 量〕を小さくしてしまう量的なもののような形で、 自然法のすべてが神法の分有だからである。 あろう。と言うのも、自然法は 部分をなしているのではない。そうではなく、火から炎 |父からも部分を受け取っていると述べている。 ああ、このような永遠法の分有は何と素晴らしいことで 量 ――神法に繋がって神法と一つにされているのみならず、 が 減ぜられた時にそこから取り去られた全体(の 子は母の肉の部分であるが、 ――人間と神の関係のよう 自然法自体、 また自然法 しかし、 神法の 他方子 制限さ

のである。となく、自らによって神法を我々に対して一層明るくするとなく、自らによって神法を我々に対して一層明るくするをもらった火のように、自然法は神法の明かりを減ずるこ

る。主の恩寵によが主から離れた― るが故に。 自然法全体を生み出し、また常に神法は明らかなるが故に を享受する。小さな光りは自然法であり、 法であり、これは――我々が神のことを観想する― 会に置かれた二つの大きな光る物である。大きな光りは神 神法の娘なのである。これらが天の大空、すなわち神の教 の霊的生活からなる昼を支配し、またここ地上におい のが神に属するものであるが故に神法であり、かつ神法が かくして、自然法は以上のようにして、そのすべてのも 主の恩寵によってのみ、 ―この俗的交際からなる暗い夜を支配す 我々はこの世で正しく行動す これは て神 我々

しているが(The Works, p.349)、『グラーティアーヌス教編者はこれが『学説彙纂』第一巻第一章に含まれているとに、人間に属する法は習慣に基づいている」である。なお、神に属するか人間に属するかである。神に属する法は自然神に属するか人間に属するかのある。神に属する法は自然の引用箇所は恐らく第五巻第二章の「あらゆる法は(1)前出、第五章、参照。編者によれば、イシドルス『語

令集』第一部第一分節第一法文の誤りである。

- 年、平凡社)、三六一頁以下、参照。 所編訳『キリスト教史 二――教父時代――』(一九九六前)については、H・I・マルー著、上智大学中世思想研究(2) マニ教徒ファウストゥス(四一〇年頃―五〇〇年以
- おく。 と思われる。著作集版同様、providentia quamと読んで(3) ランベス写本では providentia quem であるが、誤記
- (4) 『哲学の慰め』第四部第六(畠中訳、一八四頁)。
- (5) 同所(畠中訳、一八三頁)。
- (6) ダマスコスのヨアンネス(Johannes Damascenus)は、六五〇年頃ダマスコスで生まれ、七五〇年頃死去したは、六五〇年頃ダマスコスで生まれ、七五〇年頃死去した「Gxpositio fide」とも呼ばれる)の第二巻第二九章である(The Works, p.349)。ヨアンネスについては、『中世思想原典集成 三』五八九頁以下に、解説と主著『知識の想原典集成 三』五八九頁以下に、解説と主著『知識のお』(Fons scientiae)の抄訳がある。『正統信仰論』(De が が らなる『知識の泉』の第三部にあたる。
- (7) 稲垣良典訳『法(旧法)』、一九頁。
- (8) 『ヨハネによる福音書』一、一二。
- (9) 『詩篇』八二、六。
- (1)『ローマの信徒への手紙』八、一四。

- ルガタ版の Dominus は Deus と表現されている。(11)『コリントの信徒への手紙 一』六、一七。但し、ヴ
- (12)『哲学の慰め』第三部第一○(畠中訳、一二五頁)。
- 照)。 
   田典不明。なお、フォーテスキューは、『イングラン 
   田典不明。なお、フォーテスキューは、『イングランド 
   田典不明。なお、フォーテスキューは、『イングラン照)の 
   田典不明。なお、フォーテスキューは、『イングラン照)の
- である。(4) 著作集版の peperit は、 ランベス写本では pepererit

(未完)